

## 電気事業者の行う送配電用施設の設置等及び認定電気通信事業者の行う 中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱指針

制定 平成28年9月9日  
最近改正 令和7年7月22日

### 1 趣旨

電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）、送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため、又は認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するために農地を転用する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）の許可は第4条、第5条ともに許可不要とされている。

この取扱いは、農林水産省と当時の電気事業者又は認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）の監督官庁である通産省（現：経済産業省）又は自治省（現：総務省）との取り決め（\*下記（注1, 2）参照）に基づき、事業者と農林水産大臣又は都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分行うことを前提としてなされている。また、無秩序な施設の設置は農業上の土地利用に支障を来すおそれもあり、用地取得前に農業上の土地利用との調整を十分に行う必要があることから、神奈川県における調整方法等の取扱いについて平成22年に定められた。平成28年11月1日付で神奈川県から横浜市に農地法第4条及び第5条の権限移譲を受けることから、横浜市における調整方法等の取扱いについて定める。

（注1）電気事業者の行う農業上の土地利用との調整については、「農地法施行規則第5条および第7条の一部改正について」（昭和45年10月7日45農地B2921号・農林省農地局長通達）及び「農地法施行規則第29条第13号及び第53条第11号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて（周知）」（令和7年3月31日付け6農振第2962号）参照。

（注2）「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡）参照。

### 2 調整の主体

調整を行う主体は次に掲げる事業者であり、中継施設等を設置する子会社や下請業者等は主体となることはできない。

- (1) 電気事業者
- (2) 認定電気通信事業者

### 3 調整の対象区域

市街化区域内の農地は調整対象外とする。

### 4 次の敷地の用に供する場合は、調整を行うものとする。

- (1) 電気事業者の行うもの

以下のとおりとするが、ア(イ)・(ウ)、イ及びウについては、事業完了後速やかに農地に復元すること。なお、送配電用施設の建替えを行う際に、新たな施設の設置から既存施設の撤去までを一連の事業計画の下に実施する場合においては、既存施設の撤去についても、同様に取り扱うものとする。

- ア 送電用又は配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。以下「送配電用施設」という。）の設置にかかるもの。
- (ア) 施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）
- (イ) 工事の敷地（仮設鉄板、足場、杭打機、掘削機、クレーン、支保工材、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、台棒、支線、ボーリングマシン等の設置及

びその使用に必要となる一定区画の土地)

(ウ) 工事の敷地に附隨するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、工事の敷地と一体不可分なもの）

イ 送電用又は配電用の電線等（以下「電線等」という。）の架線に係るもの

(ア) 架線に係る装置及び工事の敷地（ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ワインチ、電動機付ワインチ、ワイヤー捲取機、仮設鉄板、架線足場、防護足場等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）

(イ) 架線に係る装置及び工事の敷地に附隨するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、架線に係る装置及び工事の敷地と一体不可分なもの）

ウ 送配電用施設の設置及び電線等の架線に必要な道路又は索道の敷地（搬入路、モノレール、モノレール基地、キャリア、キャリア基地等）

(2) 認定電気通信事業者の行うもの

認定電気通信事業者が設置する施設、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道。なお、「有線電気通信のための線路」とは、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいい、「空中線系（その支持物を含む。）」とは無線鉄塔等の工作物、「中継施設」とは電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

## 5 調整手続

(1) 事業者の調整の受付窓口は、農地を所管する農業委員会とする。ただし、農地転用面積が4ヘクタールを超える場合は、事業者は、農林水産省関東農政局長と調整を行わなければならない。

(2) 調整に当たっては、事業者は農業委員会に次の書類を提出するものとする。

ア 事業計画書（別紙様式）

イ 候補地が明確に示された位置図

ウ 施設の配置図、平面図、立面図

エ 土地の登記事項証明（全部事項証明書）

オ 認定電気通信事業者認定書の写し又は認定が確認できる書類

カ 事業者からの委任状（事業者が手続きを委任する場合）

(3) 農業委員会は事業者から相談等を受けた場合には、候補地について次の事項を確認し、必要に応じて関係部局との調整を行う。

ア 農業振興地域内農用地区域の該当・非該当

イ アに該当する場合、農業振興地域計画の達成の支障の有無

ウ 候補地又は周辺地における農業関係公共事業の実施の有無

(4) 農業委員会は、上記(3)について確認した結果をもって、事業者に事業計画書の作成を指導し、事業計画書及び図面等をみどり環境局農政推進課に送付の上、協議を行う。

(5) みどり環境局農政推進課は、提出された事業計画書等により農業上の土地利用に支障がないかを審査し、必要に応じて関係部局との調整を行う。

(6) みどり環境局農政推進課は、上記(5)の結果、候補地の移転又は調整措置が必要と判断した場合には、事業者にその旨を連絡し、事業計画書の再提出を求めるものとする。

(7) みどり環境局農政推進課は、調整を了したときは、事業者に対し、農業委員会を経由して、事業計画書に受理印を押印した写しを交付する。

(8) 事業者は、一時的に農地等の転用を行った場合には、事業終了後、農地に復元した旨を農業委員会に報告する。

報告の際は、農地復元完了報告書（様式中「許可内容」）を「受理された事業計画内容

」と読み替えるものとする）及び完了写真を農業委員会に提出して報告するものとする。

#### 附 則

この指針は、平成28年11月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

この指針は、令和7年7月22日から施行する。

(別紙様式)

## 事業計画書

年 月 日

横浜市長

(住所)

(電気事業者又は認定電気通信事業者名・代表者職氏名)

※権限が委任されている場合には支店(支店長)等

### 1 事業の名称

### 2 事業の目的

### 3 事業計画の概要 (注1) 一時的に農地等を転用する場合は工事期間も記載する

### 4 計画地の概要

土地の所在・地番	登記地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	農用地区域の該当・非該当	権利の種類	備考

(注2) 土地の所在・地目・面積等を一筆毎に記載する。

(注3) 筆の一部の転用の場合は、面積欄には転用面積を記載し、備考欄には「○m<sup>2</sup>のうちの一部」と記載する。併せて、転用する部分を特定した測量図面を添付する。

### 5 計画に關係する農業関係公共事業(事業ごとに記載)

- (1) 事業主体
- (2) 事業の種類
- (3) 施工面積
- (4) 施工の時期
- (5) 計画地に關係する面積
- (6) 計画地に關係する施設の種類及び数量
- (7) その他

### 6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

### 7 添付図面等

- (1) 位置図(候補地が明確に示されたもの)
- (2) 施設の配置図・平面図・立面図
- (3) 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (4) 認定電気通信事業者認定書の写し又は認定が確認できる書類
- (5) 委任状(事業者からの委任がわかるもの)